

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校授業料等条例施行規則（昭和38年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3</u> 入学選考料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による入学選考料免除申請書、入学料免除申請書、通信制受講料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書（以下「申請書」という。）に前項各号（平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあつては、第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長（入学選考料の免除の申請にあつては、申請者が入学しようとする学校の校長をいう。以下同じ。）が必要と認める書類を添えて、校長が別に定める期限までに校長に提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3</u> <u>条例附則第5項の規定により入学選考料等の免除を受けることができる者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因して、次の各号のいずれかに該当することとなった者とする。</u></p> <p><u>(1) 生活保護法の規定による被保護者又は被保護者と同一世帯に属する者で、かつ、他に入学選考料等を援助する者がいないもの</u></p> <p><u>(2) 前号に準ずる者で、知事が経済的事情により就学が困難と認めたもの</u></p> <p><u>4</u> 入学選考料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による入学選考料免除申請書、入学料免除申請書、通信制受講料免除申請書又は寄宿舎料免除申請書（以下「申請書」という。）に、<u>条例附則第4項の規定による免除にあつては附則第2項各号（平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあつては、第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けたこと、条例附則第5項の規定による免除にあつては前項各号のいずれかに該当することを証する書類その他校長（入学選考料の免除の申請にあつては、申請者が入学しようとする学校の校長をいう。以下同じ。）が必要と認める書類を添えて、校長が別に定める期限までに校長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。